

大牟田市告示第 9 4 号

条件付き一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を総合評価方式により行うので、大牟田市契約規則（平成 2 年規則第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 3 年 6 月 2 4 日

大牟田市長 関 好 孝

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 5 0 3 1 0 0 0 0 6 1
- (2) 工 事 名 大牟田市高泉市営住宅（3 期）新築に伴う管設備工事
- (3) 工事場所 大牟田市大字歴木 5 4 1 番地 7 地内
- (4) 工事概要

ア 屋内設備工事

- (ア) 衛生設備工 一式
- (イ) 給水設備工 一式
- (ウ) 排水設備工 一式
- (エ) 給湯設備工 一式
- (オ) ガス設備工 一式
- (カ) 消火設備工 一式
- (キ) 換気設備工 一式

イ 屋外設備工事

- (ア) 給水設備工 一式
- (イ) 排水設備工 一式
- (ウ) ガス設備工 一式

※ 詳細については、3 で閲覧に供する設計図書による。

- (5) 工 期 大牟田市議会の議決の日の翌日から令和 5 年 3 月 1 5 日まで
- (6) 入札方式 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札
- (7) 工事の施工方式

特定建設工事共同企業体（大規模建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。）による共同施工

2 入札参加に必要な資格

次の要件を満たす特定建設工事共同企業体であること。

- (1) 2社により自主結成され、代表構成員（特定建設工事共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち特定建設工事共同企業体を代表するものをいう。以下同じ。）を定める特定建設工事共同企業体であること。
- (2) 構成員が次の資格を有していること。

ア 全ての構成員に必要な資格

(ア) 令和2年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に業種が管工事で登録されている者

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により管工事（建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号。以下「建設省告示」という。）に規定する管工事をいう。2(2)イ(イ)、2(2)イ(ウ)及び2(2)イ(エ)において同じ。）の許可（同法第3条第3項の許可の更新を含む。）を受けて3年以上建設業（同法第2条第2項に規定する建設業をいう。）を営んでいる者であって、同法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けているもの

(ウ) 公告の日から9に規定する開札の日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）に基づく指名停止又は談合等不正行為の通報に対する措置要綱（平成5年7月11日施行）に基づく指名回避の措置を受けていない者

(エ) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合における更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てを除く。）がなされていない者

(カ) 本市（企業局を含む。以下この(カ)及び(キ)において同じ。）と締結している予定価格（入札書比較価格）が136,363,637円以上である建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工

事をいう。以下同じ。)に係る契約(aからcまでに掲げるものを
含む。)の件数が0件である者

a 仮契約

b この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者(落札者が特定
建設工事共同企業体(異工種特定建設工事共同企業体(大規模建
設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として互
いに異なる工事種別の競争入札参加資格を有する企業によって結
成される共同企業体をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。))
である場合における構成員を含む。)である場合における当該締
結前の仮契約及び契約

c 特定建設工事共同企業体の構成員として締結している仮契約及
び契約

(キ) 本市と締結している建設工事に係る契約(aからdまでに掲げ
るものを含み、eからiまでに掲げるものを除く。以下「対象
契約」という。)の件数が、令和2年度大牟田市競争入札参加
資格名簿(工事・市内業者)に業種が管工事で登録されている
者(以下「市内業者」という。)又は令和2年度大牟田市競争
入札参加資格名簿(工事・準市内業者)に業種が管工事で登録
されている者(以下「準市内業者」という。)のうち令和2年
度に市内業者と同等と本市が認定したもの(以下「認定業者」
という。)にあっては1件(土木一式工事、とび・土工工事、
舗装工事、水道施設工事又は解体工事(建設省告示に規定する
土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、水
道施設工事又は解体工事をいい、建設業法第4条の規定により
土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事、水道施設工事又は
解体工事以外の建設工事を請け負った場合における当該建設工
事に附帯する土木一式工事、とび・土工工事、舗装工事、水道
施設工事又は解体工事を除く。)に係る対象契約を締結してい
る場合は2件)以内、準市内業者のうち認定業者でないものに
あっては0件である者

a 仮契約

b この入札以外の入札に係る契約締結前の落札者(落札者が特定
建設工事共同企業体である場合における構成員を含む。)であ

る場合における当該締結前の仮契約及び契約

- c 特定建設工事共同企業体の構成員として締結している仮契約及び契約
- d 条件付き一般競争入札の公告について（平成30年企業局告示第13号）において本市が発注し、異工種特定建設工事共同企業体の構成員として締結している大牟田市延命配水池更新工事に係る契約
- e 随意契約により締結している契約
- f 本市が行った入札により締結している契約であって、当該入札における予定価格（入札書比較価格）が4,545,455円未満であるもの
- g 災害復旧工事に係る契約
- h 公共下水道事業下水道管渠長寿命化改築工事に係る契約
- i 本市が行った入札において落札者又は入札者がなかった場合に当該入札に係る設計書（工期に係る部分を除く。）、図面、仕様書及び予定価格を変更せずに行った再度の入札（地方自治法施行令第167条の8第4項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札を除く。）に係る契約

イ 代表構成員に必要な資格

(7) 市内業者又は準市内業者

- (イ) 平成23年度以後に、国又は地方公共団体が発注した契約金額が2,500万円以上の契約（準市内業者にあつては、令和2年度大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事・準市内業者）に登録されている住所の営業所等において締結したものに限る。）に係る管工事（建設業法第4条の規定により管工事以外の建設工事を請け負った場合における当該建設工事に附帯する管工事を除く。）を元請で完成させ、かつ、引き渡した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率（当該構成員の出資額をその属する特定建設工事共同企業体の総出資額で除して得た値をいう。以下同じ。）が100分の30以上である構成員としての実績に限る。）を有する者

- (ウ) 2(2)イ(エ)に該当する場合を除き、この入札に係る工事（以下

「入札工事」という。)において、3月以上継続して雇用している主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、管工事に係る主任技術者に限る。以下同じ。)を専任で配置することができる者。ただし、入札工事に専任で配置する予定の主任技術者を現在施工中の他の工事に配置しているときは、9に規定する開札の日において当該他の工事が完成している場合に限り認めるものとする。

- (エ) 入札工事について下請契約を締結する場合であって当該下請契約の合計額が4,000万円以上となるときは、管工事について建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けている者であって、3月以上継続して雇用している監理技術者(同法第26条第2項に規定する監理技術者をいい、管工事に係る監理技術者であって同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものに限る。以下同じ。)を入札工事に専任で配置することができるもの。ただし、入札工事に専任で配置する予定の監理技術者を現在施工中の他の工事に配置しているときは、9に規定する開札の日において当該他の工事が完成している場合に限り認めるものとする。

- (オ) 最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が管工事の総合評定値の点数に、市内業者にあつては令和2年度大牟田市競争入札参加資格者名簿(工事・市内業者)に、準市内業者にあつては令和2年度大牟田市競争入札参加資格者名簿(工事・準市内業者)にそれぞれ業種が管工事で登録されている主観点数を加えた点数が710点以上である者

ウ 代表構成員以外の構成員に必要な資格

(7) 市内業者

- (イ) 入札工事において、3月以上継続して雇用している主任技術者を専任で配置することができる者。ただし、入札工事に専任で配置する予定の主任技術者を現在施工中の他の工事に配置しているときは、9に規定する開札の日において当該他の工事が完成している場合に限り認めるものとする。

- (ウ) 最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の建設工事の種類が管工事の総合評定値の点数に令和2年度大牟田市競争入札参加資

格者名簿（工事・市内業者）に業種が管工事で登録されている主
観点数を加えた点数が710点以上である者

- (3) 構成員の出資比率がそれぞれ100分の30以上であり、かつ、代表構成員の出資比率が代表構成員以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- (4) 構成員に、この入札に参加する他の特定建設工事共同企業体の構成員が含まれていないこと。
- (5) 構成員に、この入札に参加する他の特定業務委託共同企業体の構成員と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱（平成31年4月1日施行）第2条各号に定める関係を有する者が含まれていないこと。

3 契約書案等の閲覧の場所及び日時

契約書案、入札心得、大牟田市契約規則、大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱、大牟田市郵便入札要綱（平成15年9月10日施行）、総合評価方式条件付き一般競争入札について（ご案内）、大牟田市工事請負契約約款、設計図書（設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）、大牟田市公共工事からの暴力団等排除連携会議設置要綱（平成29年3月21日施行）については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎3階）
- (2) 日時 令和3年6月24日（木）から同年7月19日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

4 設計図書の販売の場所及び日時

設計図書は、入札参加を希望する者が自己の負担により入手するものとする。

- (1) 場所 大牟田市大正町2丁目5番地12
有限会社西山
電話番号 0944-54-1212
- (2) 日時 令和3年6月24日（木）から同年7月19日（月）（日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

5 工事内容に関する質問書の提出の場所及び日時

工事内容に関する質問書の提出は、持参又はファックスによるものとする。

- (1) 場所 大牟田市企画総務部契約検査室（企業局庁舎 3 階）
- (2) 日時 令和 3 年 6 月 2 4 日（木）から同年 7 月 9 日（金）まで。ただし、持参による場合は、日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
- (3) ファックス番号 0 9 4 4－4 1－2 5 9 2

6 回答書の閲覧の場所及び日時

- (1) 大牟田市企画総務部契約検査室で閲覧する場合 令和 3 年 7 月 1 3 日（火）から同月 1 9 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 大牟田市公式ホームページで閲覧する場合 令和 3 年 7 月 1 3 日（火）から同月 1 9 日（月）まで

7 入札に必要な書類

入札に必要な書類は、次の各号に掲げる書類（以下「入札書等」という。）とする。なお、(1)、(2)及び(6)から(15)までに掲げる書類については、大牟田市公式ホームページ「総合評価方式条件付き一般競争入札の必要書類について」等から入手するものとする。

- (1) 入札書（2 J V）
- (2) 総合評価方式条件付き一般競争入札参加申請書（2 J V）（様式第 1 号）
- (3) 工事費内訳書
- (4) 設計図書等購入証明書（原本）
- (5) 最新の経営事項審査に基づく総合評定値通知書（写し）
- (6) 企業の施工実績調書（2 J V）（様式第 2 号）
2 (2)イ(イ)に規定する実績及び別表 1 の①について記載すること。
- (7) 企業の工事成績評定調書（2 J V）（様式第 3 号）
別表 1 の②について記載すること。
- (8) 継続雇用する技術者調書（2 J V）（様式第 4 号）
別表 1 の③について記載すること。
- (9) 配置予定技術者の施工実績調書（2 J V）（様式第 5 号）
別表 1 の⑤について記載すること。
- (10) 配置予定技術者調書（2 J V）（様式第 6 号）
2 (2)イ(ウ)又は 2 (2)イ(エ)及び 2 (2)ウ(イ)に規定する条件を満たす資格等並びに別表 1 の⑥及び⑦について記載すること。

- (11) 企業の技術力等調書（２ＪＶ）（様式第７号）
別表１の④、⑧及び⑨について記載すること。
- (12) 特定建設工事共同企業体入札参加資格認定申請書（２ＪＶ）（様式第８号）
- (13) 特定建設工事共同企業体協定書（２ＪＶ）（様式第９号）
- (14) 委任状（２ＪＶ）（様式第１０号）
- (15) 使用印鑑届（２ＪＶ）（様式第１１号）

８ 入札の方法

- (1) 入札は郵送によるものとし、郵送先、郵送方法等は次に定めるとおりとする。送付用封筒は、大牟田市郵便入札要綱様式第１号によるものとし、同要綱第２条第２項の規定に基づく記載がないもの又は配達指定日に到着しなかったものは、受け付けない。

ア 郵 送 先 〒 8 3 6 - 8 6 6 6

大牟田市有明町２丁目３番地

大牟田市企画総務部契約検査室

イ 郵 送 方 法 配達日指定による簡易書留又は一般書留のいずれかによる。

ウ 配達指定日 令和３年７月１９日（月）

エ 投かん期間 令和３年７月１３日（火）から同月１６日（金）まで

オ 郵送書類等 入札書等一式

カ 提出部数 正本１部、副本１部

- (2) 入札執行回数は、１回とする。
- (3) 入札参加者は、開札の前であって市長が認める場合に限り、文書により当該入札を辞退することができる。この場合において、当該文書は持参により提出しなければならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札価格の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札価格として入札書に記載すること。

９ 開札の場所及び日時

- (1) 場所 大牟田市入札室（企業局庁舎３階）

(2) 日時 令和3年7月19日(月) 午前11時

※ 入札参加者のうち希望するもの及び当該入札事務に関係のない職員が立会いの上、開札を行う。

1.0 入札参加資格の審査

入札の結果、1.7で設定する低入札価格調査限度価格から1.5で定める予定価格までの範囲内で入札を行った入札参加者について、2に規定する入札参加資格を満たすかどうかを審査する。

1.1 入札参加資格者の評価値の算出

1.0の審査の結果、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）について、次の算式により、評価値を算出する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点の合計点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

※ 評価値は、小数点以下第9位を四捨五入し、小数点以下第8位までとする。

※ 標準点は、100点とし、全ての入札参加資格者に対し付与する。

※ 加算点の合計点は、入札参加資格者である特定建設工事共同企業体について、別表1の評価項目ごとの加算点を合計した点数とする。なお、加算点は、同表の①から⑨までの評価項目については構成員ごとに同表の評価基準に応じ該当する点数に出資比率を乗じて得た点数（その点数に小数点以下第2位の端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入した点数）を算出し、全ての構成員の点数を合算した点数（その点数が当該評価項目の加算点の配点を超える場合は、当該評価項目の加算点の配点）とし、同表の⑩の評価項目については代表構成員の出資比率を100分の100として同表の評価基準に応じ代表構成員の該当する点数により算出した点数とする。

※ 入札価格の単位は、円とする。

1.2 落札者の決定

(1) 入札参加資格者のうち、1.1によって算出された評価値（以下「評価値」という。）が最も高い者を最高評価入札者とする。この場合において、評価値が最も高い者が2以上あるときは、当該評価値が最も高い者にくじを引かせ、最高評価入札者を決定する。ただし、当該評価値が最

も高い者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最高評価入札者を決定する。

- (2) 最高評価入札者の決定後、最高評価入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査する。
- (3) 最高評価入札者が 12(2)の規定による審査に合格しなかった場合は、当該最高評価入札者を落札者とししない。
- (4) 最高評価入札者が、12(2)の規定による審査に合格し、かつ、当該最高評価入札者の入札価格が 16 で定める低入札価格調査基準価格以上の場合は、当該最高評価入札者を落札者とする。
- (5) 最高評価入札者が、12(2)の規定による審査に合格し、かつ、当該最高評価入札者の入札価格が 16 で定める低入札価格調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施し、入札工事に係る契約内容に適合した履行が可能でないと認めるときは、当該最高評価入札者を落札者とせず、調査の結果、入札工事に係る契約内容に適合した履行が可能であると認めるときは、当該最高評価入札者を落札者とする。
- (6) 12(3)又は12(5)の規定により最高評価入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札参加資格者（最高評価入札者を除く。）を評価値が高い順に順次評価値が最も高い者とみなし、12(1)から12(5)までの規定を適用する。
- (7) 12(4)又は12(5)の規定により落札者が決定した場合は、直ちに落札者に対しその旨を通知するとともに、入札結果等を落札者の決定の日の翌日から大牟田市企画総務部契約検査室において閲覧に供するほか、大牟田市公式ホームページに掲載する。

13 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札価格の 100 分の 5 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として徴収する。

14 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、大牟田市契約規則第 23 条の 2 第 1 号、第 2 号又は第 6 号に該当する場合は、免除とする。

15 予定価格（入札書比較価格）

192,482,000円

16 低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）の設定
有。なお、落札決定後に公表する。

17 低入札価格調査限度価格（入札書比較価格）の設定
有。なお、落札決定後に公表する。

18 入札の無効

- (1) 2に規定する入札参加資格のない者が行った入札及び入札書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

19 失業者義務吸収人員
無

20 その他

- (1) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。
- (2) 入札者は、入札心得及び総合評価方式条件付き一般競争入札について（ご案内）を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 談合情報どおりの者が落札した場合は、その落札決定を取り消す場合がある。
- (4) 支払条件
前金払 有
部分払 無
- (5) 入札工事は、大牟田市公共工事からの暴力団等排除連携会議設置要綱第2条の規定による暴力団等排除連携会議の対象工事である。
- (6) この公告に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大牟田市契約規則によるものとする。
- (7) その他不明な点については、大牟田市企画総務部契約検査室に照会すること。